平成２４年（フ）第５３号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　県営大宮七里住宅２―302
債務者　荒井慎太郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
埼玉県朝霞市栄町１丁目６番45号
債務者　赤祖父裕樹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
埼玉県加須市上高柳811番地
債務者　長島　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
さいたま市大宮区天沼町１丁目70番地１　２―209、旧住所さいたま市大宮区天沼町１丁目70番地１　２―211
債務者　鈴木　重夫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟729号
債務者　山﨑　一枝
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
岡山県倉敷市真備町岡田136番地１
債務者　糸島　佑美（旧姓馬渕）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
岡山県倉敷市天城台４丁目３番11号
債務者　山本　真吾
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１号
広島県安芸高田市吉田町吉田768番地２　ピア・アゼリアＡ―101号、前住所広島県安芸高田市吉田町上入江2052番地７
債務者　出口　信二
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２号
広島県安芸高田市吉田町吉田768番地２　ピア・アゼリアＡ―101号、前住所広島県安芸高田市吉田町上入江2052番地７
債務者　出口　有実
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第９号
広島県三次市四拾貫町187番地11
債務者　檜高　美和（旧姓古山）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１２８９号
札幌市東区北22条東22丁目１番22号　コーポ菊１号
債務者　山根　正子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３１号
札幌市豊平区豊平４条２丁目５番20―207号、申立時の住所札幌市中央区南24条西８丁目４番14―101号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６８号
札幌市中央区南８条西６丁目７―24　アン・セリジェ壱番館423号室、住民票上の住所北海道岩見沢市栗沢町由良740番地136
債務者　舩藤　智美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１６号
札幌市南区川沿１条６丁目２番14号
債務者　森下　嘉江
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４９号
札幌市東区伏古８条５丁目４番37号　マルココーポ５―202号
債務者　保坂真希子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０２号
札幌市厚別区上野幌３条６丁目12番21号
債務者　佐藤　宏義
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１号
札幌市西区琴似１条７丁目３番46―412号
債務者　下條　晃裕
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで札幌地方裁判所民事第４部